令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法 21 条関係）

特定事業主：西蒲原福祉事務組合　　令和８年６月１日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	86.7
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.7
全職員	70.8

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部局長・次長相当職	―
課長相当職	92.7
課長補佐相当職	―
係長相当職	95.4

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	―
３１～３５年	―
２６～３０年	88.6
２１～２５年	―
１６～２０年	96.0
１１～１５年	110.7
６～１０年	102.2
１～５年	97.2

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 77.8%である。

【役職段階別】

・部局長・次長相当職は男女とも対象者がいない。

・課長補佐相当職は女性の対象者がいない。

【勤続年数別】

・３６年以上は男性職員の対象者がいない。

・３１～３５年は女性職員の対象者がいない。

・２１～２５年は男女ともに対象者がいない。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	33.3%

【説明欄】

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	―
本庁課長相当職	50.0%
本庁課長補佐相当職	―
本庁係長相当職	60.0%

【説明欄】

・本庁部局長・次長相当職は男女とも対象者がいない。

・本庁課長補佐相当職は女性対象者がいない。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	―

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	―

１．男女別の育児休業取得率

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	―	―	―	―
1 週間以上 2 週間未満	―	―	―	―
2 週間以上 1 月以下	―	―	―	―
1 月超 3 月以下	―	―	―	―
3 月超 6 月以下	―	―	―	―
6 月超 9 月以下	―	―	―	―
9 月超 1 2 月以下	―	―	―	―
12 月超 24 月以下	―	―	―	―
24 月超	―	―	―	―

【説明欄】

・常勤職員は男女とも対象者がいない。
・会計年度任用職員は男女とも対象者がいない。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	9.6 時間／月
内部部局等以外	2.6 時間／月

【説明欄】